

## 感染症について

保育園では、感染症の集団での発症や流行をふせぐとともに、子ども達が快適な園生活を送れるように取り組んでいます。感染症にかかった後の登園については以下のとおりとします。

### ☞登園不可となる感染症

病名	基準	お医者さんからの 治癒証明書が必要
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで	<p style="text-align: center;"><b>登園不可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 診断がついた時点で保育園に連絡ください。</li> <li>● 必ず医師の診断により『治癒証明書』をもらい、園に提出してください。登園する際はお子さまが無理なく集団生活できるかどうかをご配慮ください。</li> </ul>
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
流行性耳下線炎（おたふくかぜ）	耳下線、顎下線、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで	
流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強い為、結膜炎の症状が消失するまで	
急性出血結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで	
腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	

« 第一種感染症についても登園不可とします »

急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、等

☞ その他の感染症

病 名	主治医の指示に従ってください
手足口病	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般状態が良い時は保育可能ですが、病気に伴う症状が出ている時にはお休みいただくことがあります。</li> <li>●病気回復後の登園はお医者さんに、集団生活を送れる体調であるかどうかをご相談いただき、食事がきちんととれているかなどお子さまの様子を十分に配慮してください。</li> </ul>
RSウイルス感染症	
ウイルス性腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	
伝染性紅斑（リンゴ病）	
溶連菌感染症	
ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ肺炎	
帯状疱疹（ヘルペス）	
突発性発疹（三日熱発疹）	
伝染性膿痂疹（とびひ）	
伝染性軟属腫（水いぼ）	
頭じらみ	

体調不良について

- 保育中に発熱、下痢、嘔吐などお子さまの具合が悪くなった場合は保護者に連絡させていただきます。

※37.5℃以上になった時点で連絡、38℃になったらお迎えの連絡をさせていただきます。

# 治癒証明書(登園許可証)

クラス名 \_\_\_\_\_ 園児名 \_\_\_\_\_

上記の者は、病名( \_\_\_\_\_ )が

治癒しましたので、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より

登園して差し支えないことを証明いたします。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

FUJI English 保育園 園長殿

病院名・医師名 \_\_\_\_\_ (印)